

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児の送迎用バスを運行する障害児通所支援事業所に対し、予算の範囲内において、新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、送迎用バスへの安全装置の設置について支援し、通所時における障害児の安全確保に向けた取組を強化するため、その交付にあたり、新潟市補助金交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 児童発達支援 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する指定児童発達支援をいう。
- (3) 放課後等デイサービス 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (4) 障害児通所支援事業所 第2号から第3号に掲げるサービスを行う事業所をいう。
- (5) 法人等 障害児通所支援事業所を運営する事業者をいう。
- (6) 送迎用バス 障害児通所支援事業所を利用する障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）をいう。

(申請者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「申請者」という。）は、市内に所在する障害児通所支援事業所を運営する法人等とする。ただし、以下に掲げる障害児通所支援事業所は除く。

- （１） 申請時点で市税を滞納している法人等が運営する障害児通所支援事業所
- （２） 申請時点で休止又は廃止している障害児通所支援事業所 ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な休止の場合を除く。
- （３） 事業を継続する意思がなく、令和５年度中に休止又は廃止を予定している障害児通所支援事業所

２ 前項の規定にかかわらず、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成２４年新潟市条例第６１号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第３項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは、申請者としなない。

（補助金の額及び算定方法）

第４条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第５条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付申請書（様式第１号）及び新潟市税の納税証明書を市長に提出しなければならない。ただし、以下に掲げる法人は納税証明書の提出を省略することができる。

- （１） 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人
- （２） 新潟市税の課税がない法人

２ 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

（交付の決定）

第６条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

２ 市長は、前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したとき

は、申請者に対し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

（1） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

（2） 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。

（3） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（4） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならないこと。

（5） 安全な事業所運営を図ること。その際、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日公表）を活用すること。

（検査及び報告）

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に申請者の事務所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、申請内容の変更又は中止の申請をするときは、補助金交付変更申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定による検査等で補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したこと、又は虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条第2項による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書（様式第6号）に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業の成果を記載した事業実績報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助金の額の確定の通知を、補助金交付額確定通知書（様式

第 8 号) により行うものとする。

(補助金の概算払)

第 14 条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

(関係書類の整備及び保存)

第 15 条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 9 月 5 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条、第 11 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 9 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第４条関係）

1 補助対象者	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第２条（１）～（４）の事業者	送迎用バス １台当たり 175,000 円	安全装置設置事業を実施するために必要な安全装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費及び工事費を含む。）、リース料、及び導入費用（装置の導入に伴うバスのリース及び委託費の追加費用）	定 額

※１ 安全装置は、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和４年１２月２０日公表）」に適合している必要がある。

※２ 送迎用バス１台につき安全装置１台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。

※３ 補助金の額は、上記別表の第２欄に定める補助基準額と同表第３欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

※４ 令和４年９月５日以降の事業実施にかかる経費を対象とする。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付申請書

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金の申請者としての要件を満たしているため、補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 情報の公表の内容、方法及び時期

3 添付書類

4 暴力団排除に関する誓約

(申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記2つの□にレを記入してください。)

☐ 私(当法人・当団体)は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

☐ 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。

※ 市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、補助金等の申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

5 補助金の振込先（法人の口座）

フリガナ													
口座名義													
振込先金融機関						預金種別 (普通・当 座)	口座番号						
金融機関コード				店番号									
金融機関名				本・支店名									

別記様式第2号（第6条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金

2 交付決定額（不交付の理由）

円

（不交付の理由）

3 交付条件

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付変更申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 交付申請額 円

2 変更の内容

事業所名	変更前	変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更交付決定額 円

3 変更事項

事業所名	変更前	変更後

4 変更理由

別記様式第5号（第10条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

1 補助金の名称

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

4 取消理由

別記様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市
障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金について、次のとおり返還を命
じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限
- 3 返還理由

別記様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の で実績報告のあった新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金について、次のとおり報告します。

記

- 1 実績報告額 円
- 2 情報の公表の状況
- 3 添付書類

別記様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助金について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 交付確定額 | 円 |